

「人事院規則8—12(職員の任免)の一部を改正する人事院規則案」及び「平成23年人事院公示第17号の一部を改正する人事院公示案」に対して提出された御意見と人事院の考え方

番号	御意見の概要	人事院の考え方
1	<p>春の各区分試験と春の教養区分試験の実施時期を少しずらし、これらの重複受験を可能とするべき。</p>	<p>人事院で実施する採用試験は各府省の採用予定数から最終合格者数を算出しています。御意見のように、春に実施する総合職試験の教養区分と教養区分以外の区分の「重複受験」を可能とすると、一定数の受験者が両方の区分に最終合格することが見込まれ、各府省の採用予定数が満たせないおそれがあることなどから、第1次試験を同日に実施し、教養区分を含む各試験区分のうちいずれか一つの区分を選択して受験する仕組みとする予定です。なお、今回の見直しにより、19歳(大学2年生)の春から総合職試験教養区分の受験が可能になりますので、例えば、大学2年生の春秋、大学3年生の春秋に教養区分を受験し、大学4年の春に教養区分以外の区分試験を受験することができるようになります。</p>
2	<p>年々、応募人数が減少する総合職試験の中で、唯一人気を維持している教養区分を拡充していこうという施策は理解でき、賛成できる。 しかし、大前提として、試験内容が従前から秋試験として行っている教養区分と同じものであるならば、という条件がつく。 人事院参与会の参考資料(「人事行政施策に関する取組の進捗状況について」令和7年1月)では、教養区分の春秋2回化の欄にて、「各府省の意見を集約の上、具体の試験科目など措置内容を調整中」と試験科目の変更を示唆する記述がある。 既に総合職試験は、基礎能力試験を簡易化しており、これ以上、応募人数を増やすことを目的に、試験を簡易化していくことには危惧を抱かざる得ない。本末転倒ですらある。 結論として、春試験追加は、試験内容を変更しないという条件つきで賛成である。</p>	<p>教養区分の第1次試験の一部科目については、求められる能力を検証するに当たって検証内容が他の試験科目等と重複している部分があることも踏まえ、試験の最適化を図る観点から、春秋ともに出題数の一部を削減するものの、教養区分における能力実証を適切に行うため、現行の試験科目(①基礎能力試験、②総合論文試験、③企画提案試験、④政策課題討議試験、⑤人物試験)は維持する予定です。</p>

※上記以外に、行政手続法に定める意見公募手続の対象外の事項に関する意見が1件ありました。